

第4回

地域共生

社会推進

長野フォーラム

令和 2 年 11月25日(水)
2020 年 13:00~16:00



地域共生応援大使
ふっころ

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

日 程 表

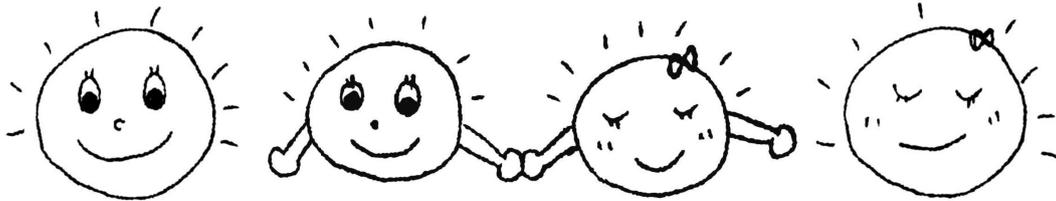
時 間	内 容
13:30	開 会
13:40	◆オープニング 『みんなで取り組む with コロナ 共生の学びプログラム』 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター
13:30 (60分)	◆基調講演 『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の改革』 【講師】 日本福祉大学 副学長 原田 正樹 氏
14:30	休 憩(10分)
14:40 (80分)	◆シンポジウム 『包括的支援体制の整備による地域共生社会の実現に向けて』 【シンポジスト】 ○上松町 住民福祉課 福祉係 地域包括支援センター 係長 花川 あづま 氏 ○伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 矢澤 秀樹 氏 【コーディネーター】 原田 正樹 氏
16:00	閉 会

オープニング

『みんなで取り組む with コロナ 共生の学びプログラム』

長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター

あなたのまちで やさしさをひろげるために ～思いやり・つながり・支えあう～



新型コロナウイルスから考えてみよう

1

はじめに

考えてみよう

新型コロナウイルス感染症が広がったことで、あなたの気持ちや生活で変わったことはありますか？

「家の中で一人であることが増えた」

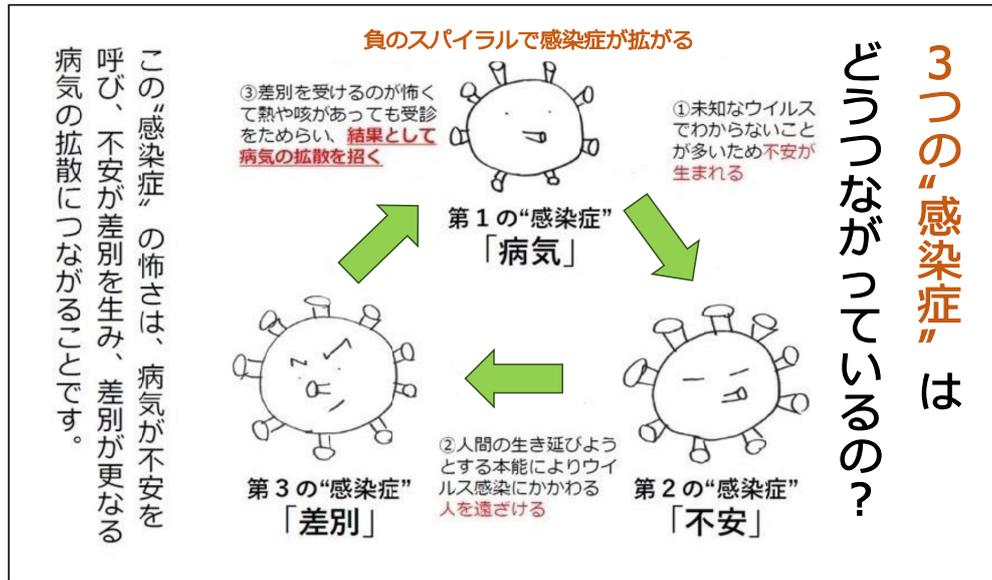
「ストレスが多くなった感じがする」

「学校で部活動ができなくなった」



2

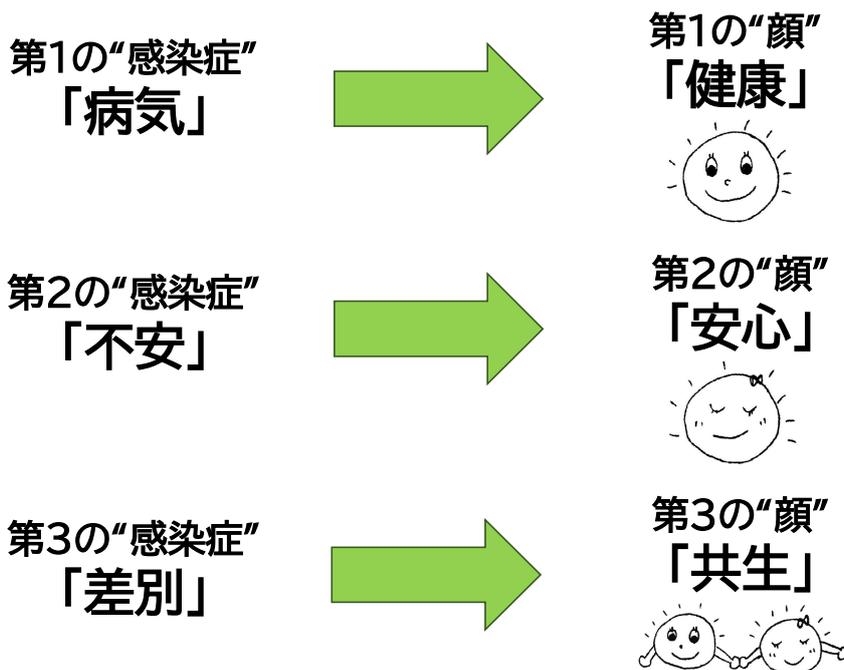
日本赤十字社のガイドでは、
 新型コロナウイルスの怖さについて
 「病気↓不安↓差別」の3つの顔が
 つながり生活に影響を及ぼすとし
 ています。



引用：日本赤十字社『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』

“新しい顔”にかえていこう！

私たちの生活に影響を与えている新型コロナウイルスの3つの顔をどのように変えていけばよいのでしょうか。



“新しい顔”は

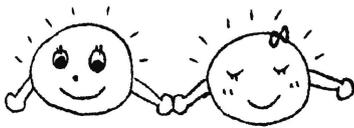
どんな関係にあるの？

①こころもからだも元気
でいるために自分のこと
も、周りの人のことも大
切に思いやりの気持ちをもつ



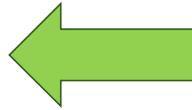
第1の“顔”
「健康」

③たくさんの人とつな
がって、支えあうこと
でこころもからだも、
みんなが元気になる



第3の“顔”
「共生」

②ひとりにならないで
いろいろな人とつながる



第2の“顔”
「安心」

5

“新しい顔”に

変えるために、

私たちはどのようなことが

できるでしょうか？



6

「手洗い、うがい」

「三密を避ける」

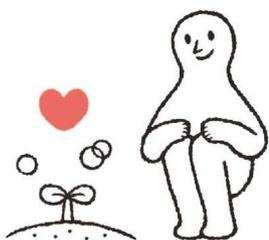
「正しい情報や知識を知る」

など 自分が新型コロナウイルスに
感染しないよう また周りの人たち
のことも考えた行動をしましょう。



一人ひとりが心がけることで

「健康」になっていきます



7

あなたの周りの人がどんな気持ちで
過ごしているのかを考えることは

思いやりの力

を高めることにつながります。
相手の話をきいたり、一緒に寄りそう
こと 相手の立場 気持ちを想像する
ことも思いやりの力を強めます。



思いやることで

「安心」が生まれます



8

思いやりの力を高める

あなたの気持ちを考えてみましょう



もしあなたが感染してしまったとき、
周りの人に言われたらかなしい言葉は
なんでしょうか？

反対に 言ってもらったらうれしい言葉
はなんでしょうか？

かなしい言葉

うれしい言葉



思いやりの力を高める

新型コロナウイルスに感染してしまった
患者さんや家族、患者さんを支えている
医療や福祉の現場の人の気持ちを考えて
みましょう。



患者さんの気持ち

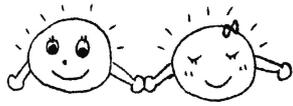
患者さんの家族の気持ち

患者さんを支えている医療 福祉現場の人の気持ち

家族や友達 周りの人を 思いやり、
相手の立場に立って考える「じよど」、
自分も相手も安心して話がでけるよう
になります。

その時 どうやこて話をしたらいい
でしょう つながろうとする「じよど」、
そのための工夫を考えてみましょう。
その「じよど」、

つながる力がついてきます。



つながる「じよど」

「共生」(共に生きていく)
がうまれます。

つながる力を高める

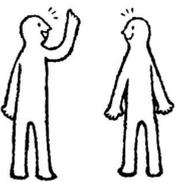
まずは自分をみつめてみましょう。

ひとりで過している時に困った「じよど」が
あったり、一人で悩んでしまったら、
どうしたらいいのでしょうか。



「ひとりぼっちにならない」

こまったことがあったら誰かに
その気持ちを伝えることも大切です。



つながる力を高める

あなたの家族のことを考えてみましょう。



新型コロナウイルスの感染が広がるなかで、家族（親、きょうだい、祖父母など）や、身近な人はどのように過ごしていましたか？

離れていたところで住んでいる家族の様子はどうですか。

13

つながる力を高める

いろいろな立場の人の

様子や意見を知ろう！



新型コロナウイルスの影響で生活はどう変わった？
どんな気持ちだった？

がんばったこと

困ったこと・苦労したこと

うれしかったこと

★障害のある人や一人暮らし高齢者に、実際に話を聞いてみるのもいいかもしれません



14

つながる力を高める



毎朝登校時にいつもあいさつを交わしていたおばあさん。
 新型コロナウイルスの感染が広がってから見かけなくなってしまう。
 ーのおばあさんのことが心配です。

【おばあさんが外出できなくなった原因はどんなことが考えられますか】

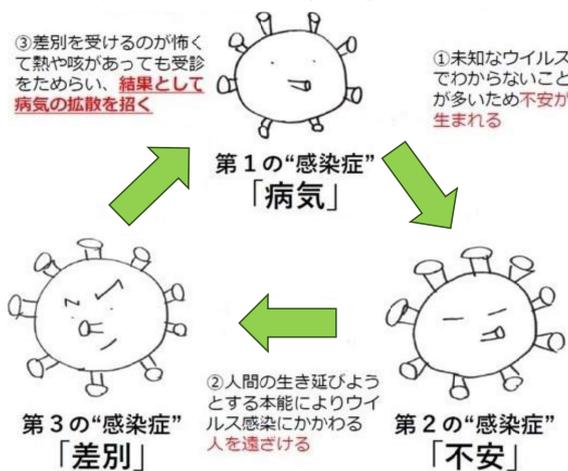
【おばあさんと連絡をとるためにどんな工夫が考えられますか】

【地域のなかで他に心配な人たちはいますか】

日本赤十字社のガイドでは「病気が不安を呼び、不安は差別を生む」としています。実際に地域のなかでは偏見や差別が起こっています。
 みなさんの周りで心配なことはありませんか。

3つの“感染症”は どうつながっているの？

負のスパイラルで感染症が広がる



この“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながるのです。

引用：日本赤十字社『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』

「差別」の顔を見つめる



新型コロナウイルスの感染が広がったことで、人と人のつながりが弱くなりました。

いろいろな場面で、不安や恐れから、自分のことだけを考え、知らないうちに、あの人はこうだと勝手に決めつける「偏見」がうまれます。

そのことが悪いことだとして一方的に傷つけてしまう「差別」につながっていきます。

ハンセン病問題から学ぶ



日本では、今から約90年前

「ハンセン病」

という感染症の患者への理不尽な偏見や差別が起こりました。

ハンセン病問題から、現在の私たちが学ぶべき教訓がたくさんあります。

ハンセン病問題から学ぶ

今からおおよそ90年前（1930年頃）、日本は全てのハンセン病の患者（かんじや）さんを療養所（りようじよ）へ閉じ込めてしまつてしまいました（絶対（ぜつたい）隔離（かくり））。いったん療養所に入れられた患者さんは、死ぬまで外に出られず、家にも帰れないようにしたのです（終生（しゅうせい）隔離（かくり））。

患者さんを療養所に閉じ込めたのは、ハンセン病が人から人へうつる病気だと分かつたため、他の人につつさないようにすることが目的でした。でも本当は、そんなにうつりやすい病気ではありませんでした（1947年には治療（ちりょう）薬（やく）が登場（ていじやう））。間違（まちが）つた知識（ちしき）やうわさが広まり、近所（きんじよ）に感染（かんせん）が知られると、本人（ほんにん）だけでなく家族（かぞ）も偏見（へんけん）や差別（さべつ）の対象（たいしょう）にされました。

【ハンセン病とは】

「らい菌（きん）」に感染（かんせん）することで起こる病気。発病（はつびやう）すると手足（てあし）などの神経（しんけい）が麻痺（まひ）したり、皮ふに病的（びやうてき）変化（へんげん）が起こる。

子どもがハンセン病にかかると「もう学校（がっこう）へ来（こ）なくてよい。」と言（い）われたり、これまで仲（な）の良かった友達（ともだち）が突然（とつぜん）遊（あそ）んでくれなくなつたりしました。子どもであっても親（おや）や兄弟（けいだい）と別（わか）れ、ひとりて一生（いっせい）療（りやう）養（やう）所（じよ）に入（い）所（じよ）しなければなりませんでした。

弟（あに）が学校（がっこう）から泣（な）きながらもどつてきたので「どうしたの。」と聞（き）くと、泣（な）き声（こゑ）で、「学校（がっこう）で遊（あそ）んでいると『お前の兄（あに）さんは手が曲（まが）つとるげなね、お前（まへ）とはもう遊（あそ）ばんけんあっちへゆけ。』と同級（どうきゅう）生（せい）に言（い）われたのでもどつてきた。」というのでした。ああ、その時はほくもぎよつとしました。なぜこんな小さい弟（あに）にまでつらい思（おも）いをさせなければならぬのか、それはほくが生（い）きていからではなからうか。そうだ、もう死ぬより仕（し）方（はた）がないのでした（檜垣（ひがき）政（せい）市（し）「生死（せいじ）と病（びやう）気（き）」より）

【参考】・「ハンセン病の向こう側」厚生労働省

・「小学生のみなさんへ…かんたん解説」国立ハンセン病資料館
・「ちぎられた心を抱いて」国立ハンセン病資料館

ハンセン病問題から学ぶ

「手が曲（まが）がつとるげなね、
もうお前（まへ）とは遊（あそ）ばん。
あっちへゆけ。」

この言葉には 嫌悪（けんあく） 偏見（へんけん） 差別（さべつ）の気持ち
が入（い）り混（ま）じっています。
なぜこんな気持ちになつてしまうので
しょうか？



ハンセン病問題から学ぶ



過去のハンセン病問題から私たちが
学ぶ教訓はどんなことでしょうか？
考えてみましょう。

21

支えあう力を高める



「偏見や差別を生み出さないためには、
いろいろな人のことを「思いやること」。
その人たちと「つながろう」とする」と。
そのことよって、少し勇気が出てきます。

ひとりぼっちにならない。
ひとりぼっちにさせない。

支えあう力を

高めてみましょう。



22

支えあう力を高める



あなたの友達のお父さんは老人ホームで働いています。

別の友達がその子に「新型コロナウイルスにかかっているんじゃないの」と言いました。

あなたはどっような気持ちになりますか？

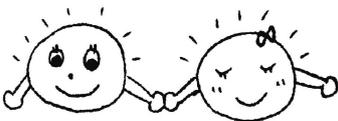
どのように対応したらいいと思いますか？

自分の周りの人とつながることで、私たちは一人ではないことを実感します。

自分のことだけを考え、不安や恐れから誰かを差別するのではなく、ひとりぼっちにならないで誰かと一緒に生きること。

支えあう力

が健康につながります。



支えあう力を高める



「いろいろな立場の人の

様子や意見を知ろう」

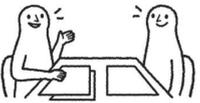
新型コロナウイルスの影響で生活はどう変わった？
どんな気持ちだった？

がんばったこと

困ったこと・苦労したこと

うれしかったこと

★医療現場の方や福祉関係者 感染した人や
家族に実際に話を聞いてみるのもいいですね



相手を差別をするのではなく

相手を

思いやり

つながり

支えあうことで

「健康」「安心」「共生」へ

うまれかわり、

やさしさが広がっていきます

「健康とは 単に病気や虚弱でないとい
うだけでなく 肉体的 精神的 社会的に
調和のとれた良い状態にあることとい
います。」

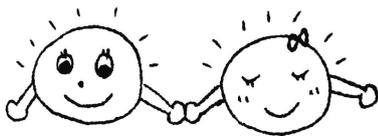
「支え合う」と(共生)は 地域社会を
「健康にし 人のつながりを生みだしま
す。」

その力は 一人ひとりの健康を高めるだ
けでなく 地域全体を元気にし みんな
を健康にすることにつながります。

「共生」によって、みんなの
「健康」が生まれます。

“やさしさ”がひろがる (やさしさの連鎖)

③たくさんの人とつな
がって、**支えあう**こと
でこころもからだも、
みんなが元気になる



第3の“顔”
「共生」



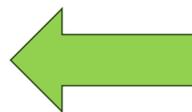
第1の“顔”
「健康」

①こころもからだも元気
でいるために自分のこと
も、周りの人のことも大
切に**思いやり**の気持ちをもつ



第2の“顔”
「安心」

②ひとりにならないで
いろんな人と**つながる**



“やさしさ”をひろげていこう

やさしさをひろげて



いくために

あなたの周りにいる人はどんな気持ちで毎日を過ごしているでしょうか。

- あなたの家族やお友達
- 一人で暮らしているお年寄り
- 小さな子どもがいる両親
- 多くのお客さんと接するお仕事をしている人



- 福祉施設や病院で働いている人
- 治療のために入院している人

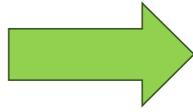


私たちのなかにやさしさを広げることが
やさしいまちをつくることにつながります。

あなたができることは
なんですか？



第1の“顔”
「健康」



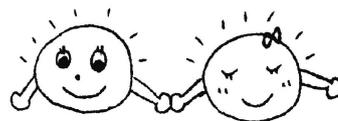
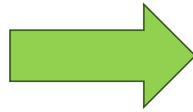
第2の“顔”
「安心」

あなたの考え

思いやりの力をつけるため
にはどうすればいいの？



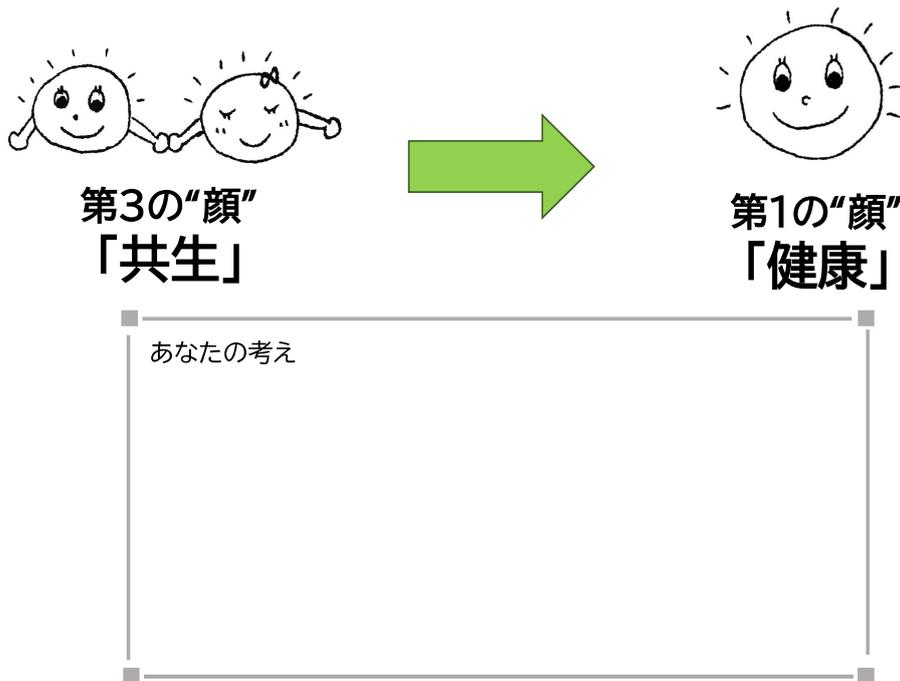
第2の“顔”
「安心」



第3の“顔”
「共生」

あなたの考え

つながる力をつけるために
は どうすればいいの？



支えあう力をつけるために
はどうすればいいの？

このワークシートは日本赤十字社による
『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう』をもとに、
全国社会福祉協議会が制作しました。

【福祉教育推進委員会】（敬称略）

- 原田正樹（日本福祉大学 副学長）
- 中島 修（文京学院大学 教授）
- 福澤信輔（長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター主任）
- 野川すみれ（愛知県 名古屋市港区社会福祉協議会 事務局次長）
- 安河内達（福岡県 社会福祉法人三活会 緑の里 施設長）
- 坂本晃一（東京都 墨田区立菊川小学校 主任教諭）
- 牧野郁子（埼玉県 鶴ヶ島市社会福祉協議会）
- 櫻田賢治（宮崎県 都城市社会福祉協議会 地域福祉課長）
- 梶野光信（東京都 教育庁 地域教育支援部 主任社会教育主事）
- 小林美保（文部科学省 総合教育政策局障害者学習支援推進室長）
- 玉置隼人（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官）

全社協版『あなたのまちでやさしさをひろげるために』の考え方

日赤が作成した『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう』は、「病気」「不安」「差別」という関係を構造的に認識し、その関連における「負のスパイラル」を断ち切るというメッセージは、とても重要な視点であり、大変参考になります。

そのことを基本にした上で、
全社協としては、福祉教育の観点から、この「3つの顔」を次のように転換していきたく
と考えました。

「病気」－「不安」－「差別」という、マイナスの「3つの顔」を、これからプラスの顔に変えていく。今の課題を、ストレンクス(つよみ)に変えていくという発想です。それは「健康」－「安心」－「共生」という新しい「3つの顔」です。

健康とは、WHO憲章「健康とはただ疾病や傷害がないだけでなく、肉体的、精神的ならびに社会的に完全に快適な状態であること」

そのときに「負のスパイラル」も、「やさしさの循環」にしていく必要があります。

「健康」 「安心」 思いやる 自分のことだけではなく、他者のことを思いやること。

「安心」 「共生」 つながる 閉じこもってしまうのではなく、人とつながっていこうとする。

「共生」 「健康」 支えあう 自分にできること、相手に助けてもらうこと。お互いに支えあうことで、みんなの健康を創り出します。

この3つの力、「思いやる力」、「つながる力」、「支えあう力」を育むことが、コロナ禍で、「不安」を軽減し「嫌悪、偏見、差別」を生まないことにつながります。また、この3つの力を育むことが、「地域共生社会」の実現にむけた意識を形成していきます。

そのなかでは、福祉教育として、個人だけではなく社会に目を向け、コロナ禍で生じている偏見や差別について、より深める必要があります。そこで感染症の事柄から、「ハンセン病問題」を取り上げています。

全社協版の福祉教育では、

- (1) 「健康」、「安心」、「共生」という顔に変えていくこと。
- (2) そのために「思いやる」、「つながる」、「支えあう」という3つの力を育むこと。
- (3) 3つの力によって、3つの顔が創り出され、それが「やさしさの循環」としてひろがる地域社会を意図しています。

このプログラムの対象は、中学生をイメージしています。小学生、あるいは大人用には発達段階などを意識して、工夫してください。

コロナ禍で福祉教育を実施することは、とても条件が難しいです。そこで「50分」の場合、「100分」の場合など複数の学習指導案（プログラム）を示しました。また全体をひとつの単元（カリキュラム）として、単元計画も示しています。ただし、これらはあくまでも例示です。

実践にあたっては、それぞれの地域、学校・子どものニーズや状況を踏まえて、地域の関係者の話を加えるなど、リアリティを大切にした展開が大切です。

『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の改革』

日本福祉大学 副学長 原田 正樹 氏

【講師プロフィール】

日本福祉大学副学長／社会福祉学部教授(社会福祉学博士・社会福祉士)

【 経歴 】

- ・長野県出身
- ・明治学院大学卒業後、重度身体障害者療護施設、特別養護老人ホームで勤務の後、日本社会事業大学大学院修了。
- ・横浜国際福祉専門学校、日本社会事業大学、東京国際大学を経て、現在、日本福祉大学副学長／常務理事

【 活動 】

- ・日本学術会議連携会員、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、日本地域福祉学会会長、日本地域福祉研究所理事、全国社会福祉協議会・ボランティア市民活動振興センター運営委員、全社協福祉ビジョン検討委員、『月刊福祉』編集委員、「広がれボランティアの輪」全国連絡会副会長、全国生活困窮者支援ネットワーク理事、厚労省、法務省、文科省などの委員等を務める。(厚労省・地域共生社会地域力強化検討会座長、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会構成員、社会福祉法人の事業展開等に関する検討会構成員、成年後見制度利用促進専門家会議委員、法務省「社会貢献活動の在り方を考える検討会」委員、文科省教科用図書検定調査審議会臨時委員など)
- ・愛知県社会福祉審議会委員、愛知県高齢社会懇談会、愛知県社協地域福祉推進部会部会長、愛知県福祉人材センター運営委員などを務める。
- ・アドバイザーとして長野県茅野市、富山県氷見市、三重県伊賀市、名古屋市昭和区、愛知県知多半島の地域福祉実践・計画等にかかわる。

【 専攻 】

- ・福祉教育論、地域福祉論

【 主な著書(共編著) 】

- ・『ボランティア・市民活動実践論』ミネルヴァ書房
- ・『地域福祉の学びをデザインする』有斐閣
- ・『地域福祉の基盤づくり』中央法規
- ・『社会福祉研究のフロンティア』有斐閣
- ・『コミュニティソーシャルワークと社会資源開発』CLC 出版
- ・『地域福祉援助をつかむ』有斐閣
- ・『ケアとコミュニティ』ミネルヴァ書房
- ・『社協の底力(伊賀市)』中央法規
- ・『福祉 21 ビーナズプランの挑戦(茅野市)』中央法規、
- ・『地域福祉から未来へー社協職員が向きあった 3.11ー』CLC 出版
- ・『地域福祉の展開』放送大学教育振興会
- ・『共に生きること 共に学びあうこと』大学図書出版
- ・『コミュニティとソーシャルワーク』有斐閣
- ・『協働と参加の地域福祉計画』ミネルヴァ書房
- ・『福祉教育論』北大路書房
- ・『地域福祉実践と地域福祉計画』万葉舎
- ・『社会福祉士養成講座・地域福祉論』中央法規、全社協、ミネルヴァ書房 他多数

地域共生社会の実現に向けた 地域福祉の改革

日本福祉大学
原田正樹

地域共生社会とは何か

- ①理念・哲学として
共生社会／ノーマライゼーション
社会的排除／社会的包摂 → SDGs(持続可能な社会開発)
- ②実践・運動として
障害者当事者運動 青い芝の会、自立生活運動
富山型デイなど共生ケア、0歳から100歳の地域包括ケア
- ③社会構造の変化、福祉ニーズの変化
人口減少社会、複合的なニーズを抱える世帯、制度のはざま
- ④政策・制度として
社会保障制度改革国民会議 → 全世代型の社会保障
地域包括ケアシステム
地域福祉計画、包括的支援体制、総合相談支援
- ⑤地域福祉研究として

「地域共生社会」政策に関するこれまでの経緯

2015年4月 生活困窮者自立支援制度の施行

2015年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

2016年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に「地域共生社会の実現」が盛り込まれる

7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置

12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ

2017年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布

※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ

12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知

2018年4月 改正社会福祉法の施行

2019年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置

7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

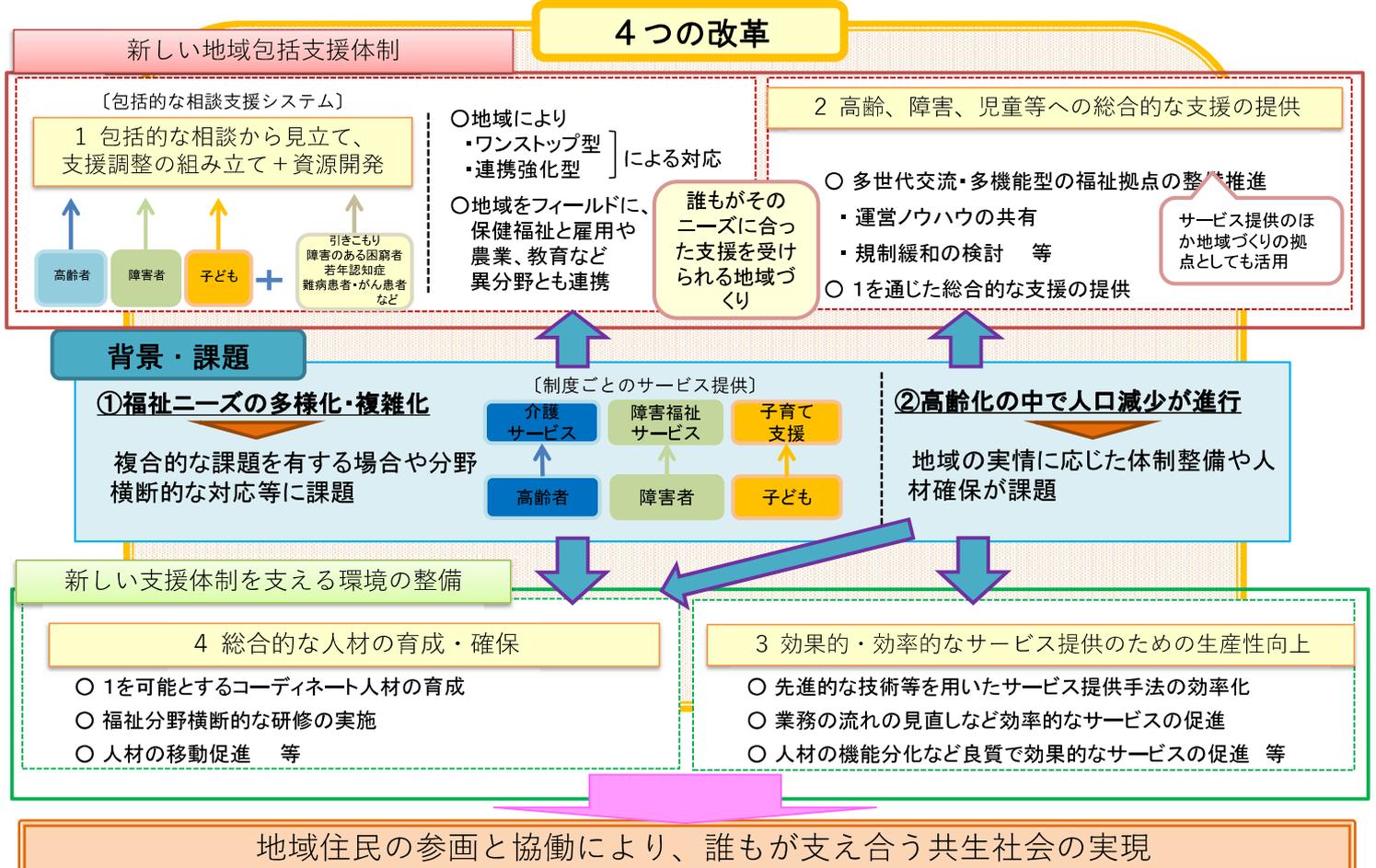
12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ

2020年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出

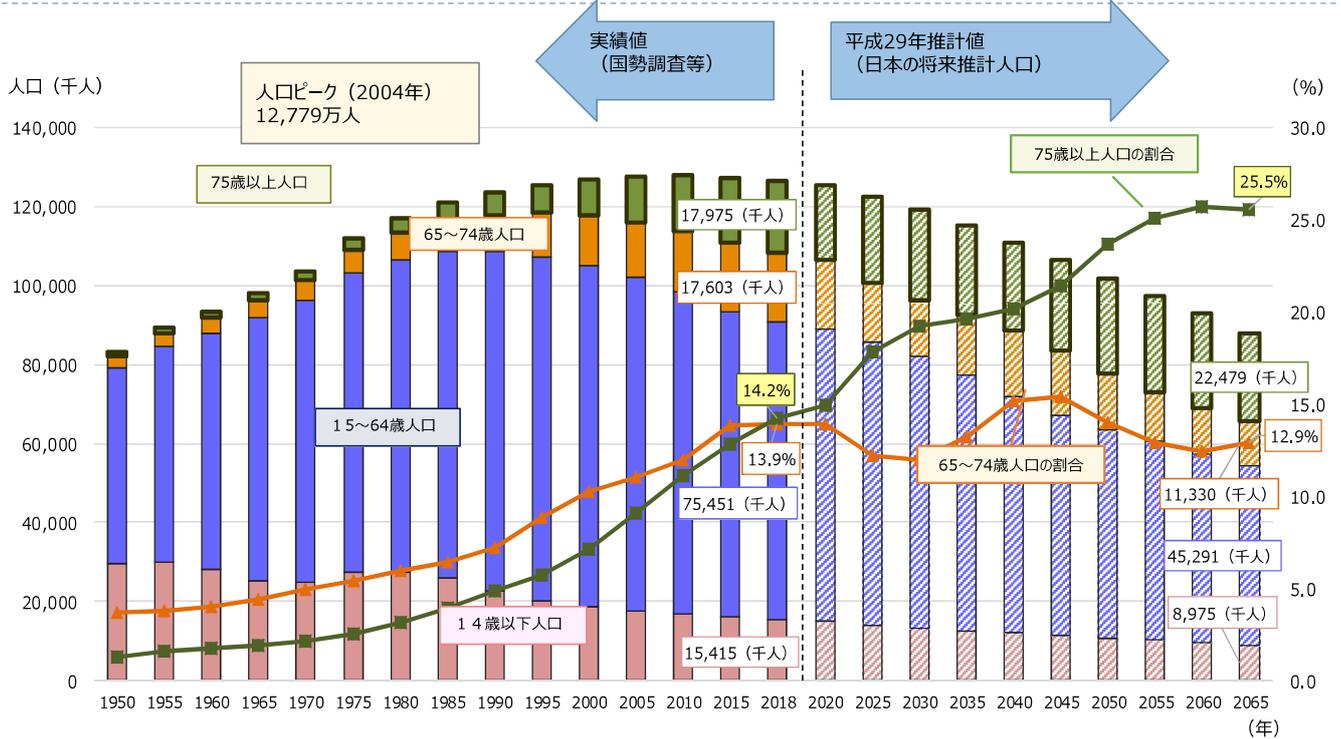
6月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月12日:公布 2021年4月施行

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)



少子高齢・人口減少社会



出所：2018年までは総務省「人口推計」より、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）、出生中位（死亡中位）推計」より作成

生活困窮者自立支援制度における県域研修の普及・促進に向けた調査研究事業
みずほ情報総研株式会社
【主任】D、生活困窮者支援を通じた地域づくり（原田正樹氏作成）

2025年問題とは何か

1970年(実績)

2005年(実績)

2025年

65歳~人口
20~64歳人口
歳

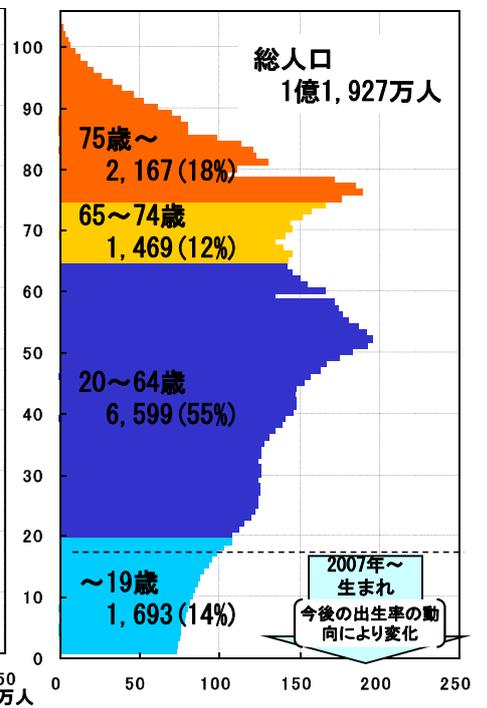
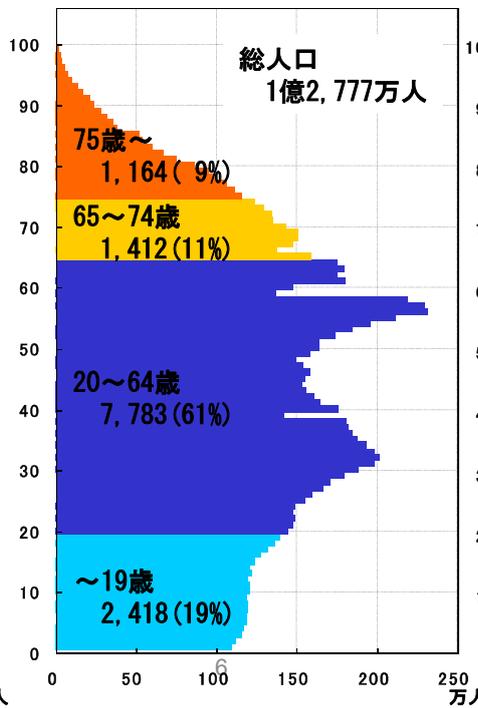
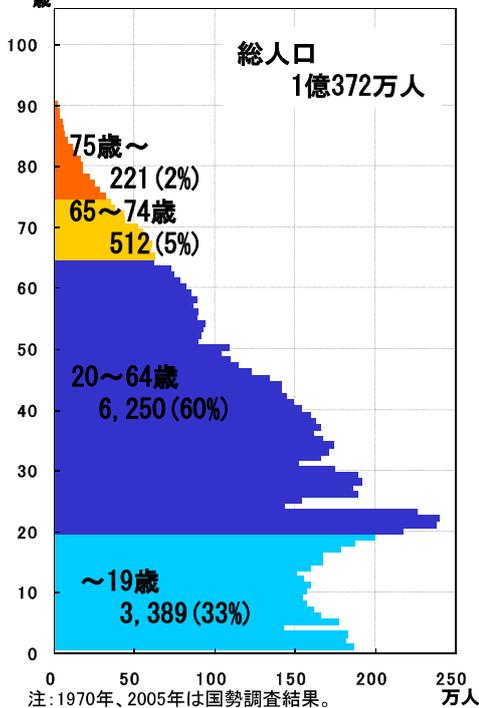
1.2人
10人

歳

3.3人
10人

歳

5.5人
10人

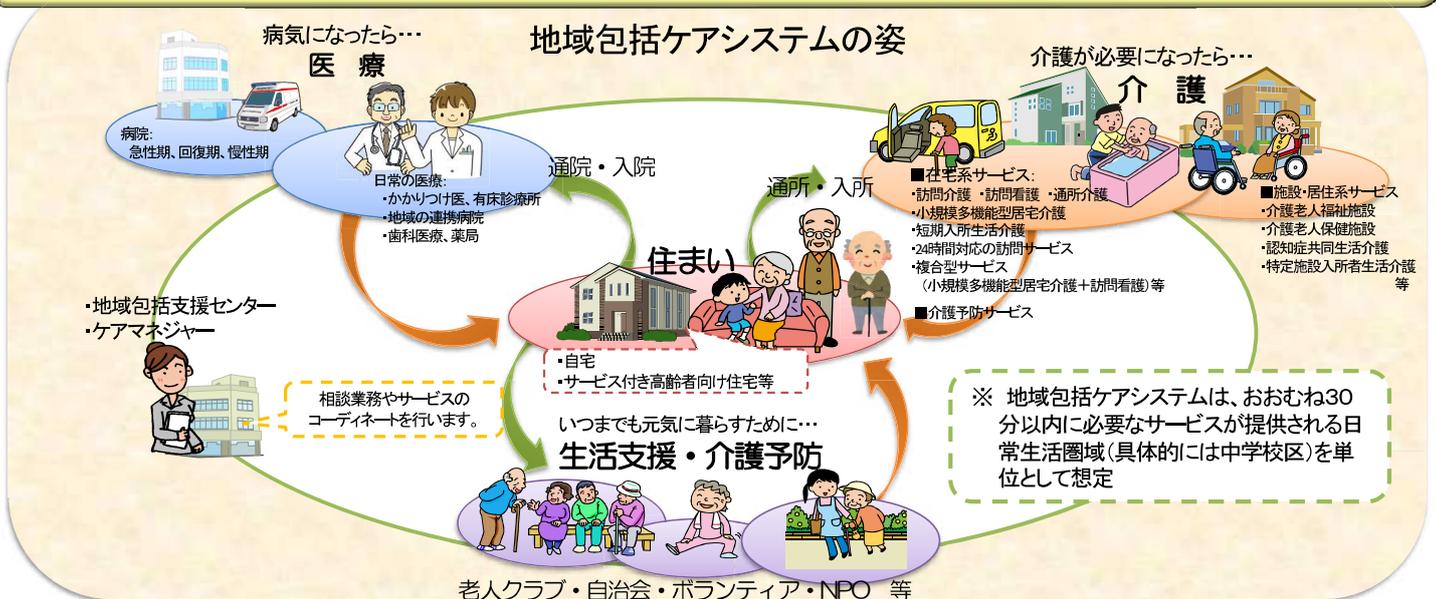


2025年、2040年問題

- ① 団塊世代が後期高齢者(75歳以上)になる。
 ※約3割が要介護になる。「予防」が大切。
 要介護者をどう支えていくか。
 2025年から2035年の10年間！
- ② 介護の量だけではなく、「介護の質」の変化
- ③ 深刻な少子化と地域での子育て支援
- ④ 地域活動の後継者不足
 「地域活動」をどう継承していくか
- ⑤ **2040年** 団塊の世代ジュニアの高齢化
 「単身化」 死後支援(死後事務、処分、埋葬など)

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

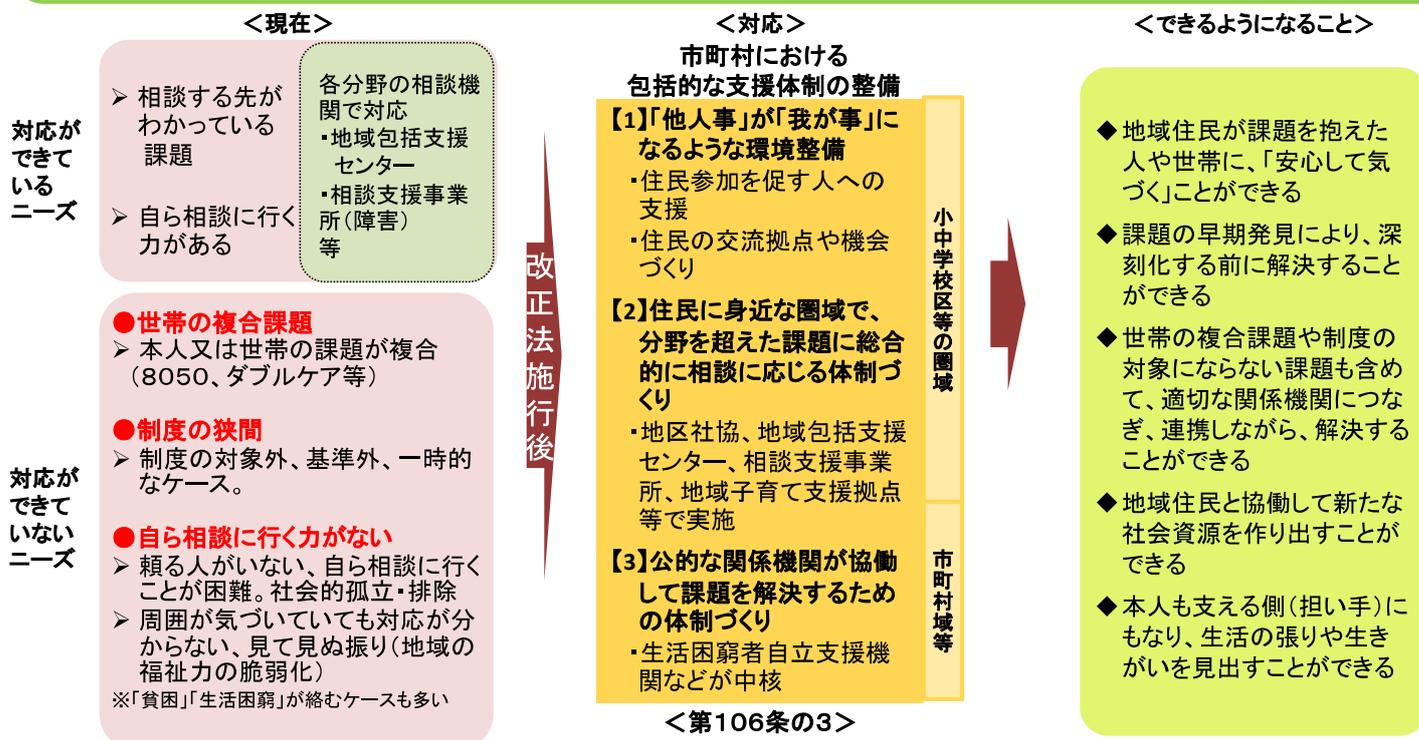


地域包括ケアシステム 2025年

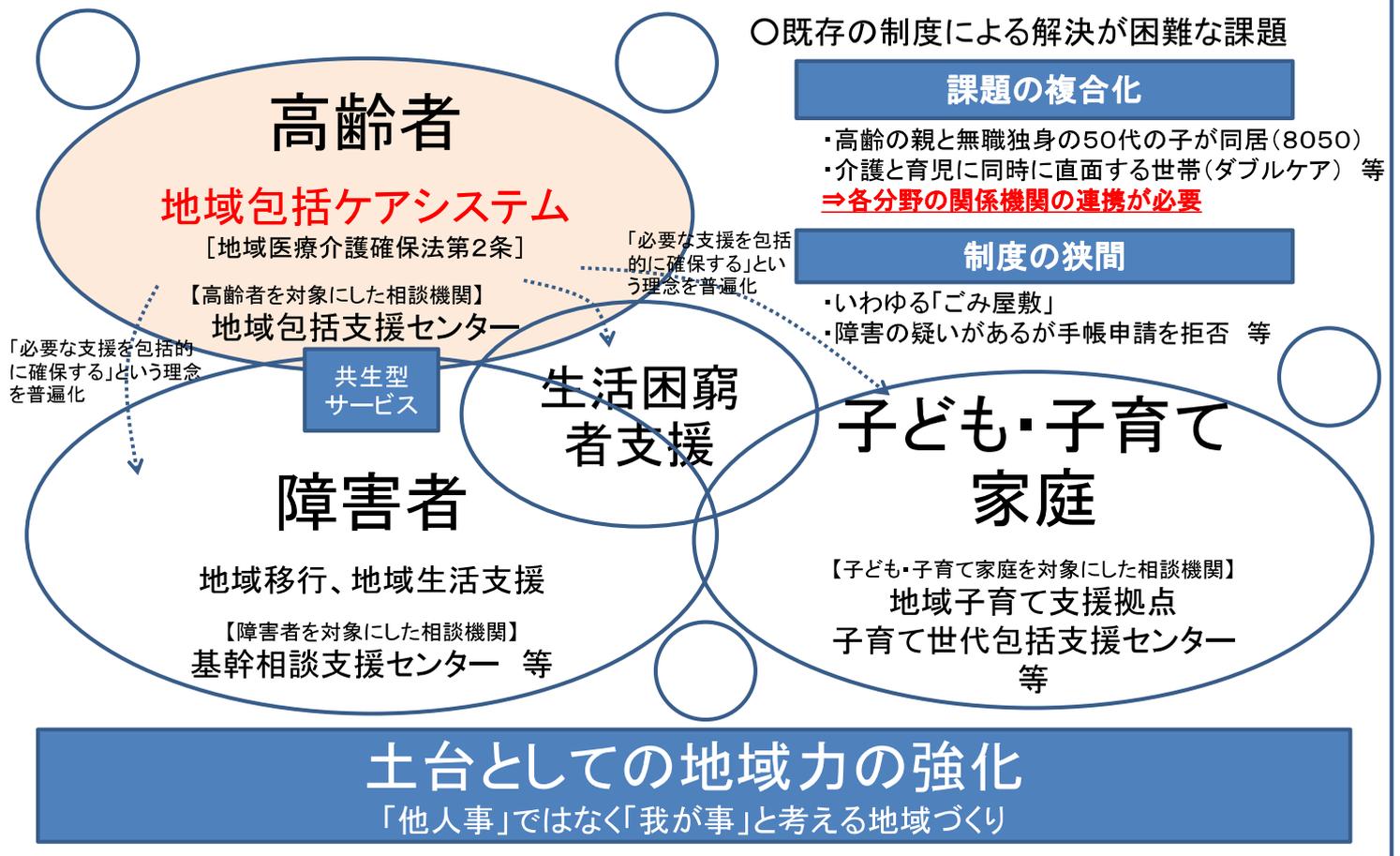
- ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。
- 日常生活圏域：おおむね30分以内で駆けつけられるような範囲 中学校区程度
- **一人暮らしで、認知症の、要介護2の人が、地域で安心して暮らせるまち**

地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立（時には排除）しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



地域共生社会と地域包括ケア

厚労省 (2017年4月5日衆議院厚生労働委員会)

「地域共生社会は地域包括ケアの上位概念である」

「高齢期の支援を地域で包括的に確保する『地域包括ケアシステム』の構築が進められてきたが、この『必要な支援を包括的に提供する』という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも普遍化すること、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる『8050』)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる『ダブルケア』)など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである」

• 生活の包括（全体性）

• 人生の包括（継続性・連続性）

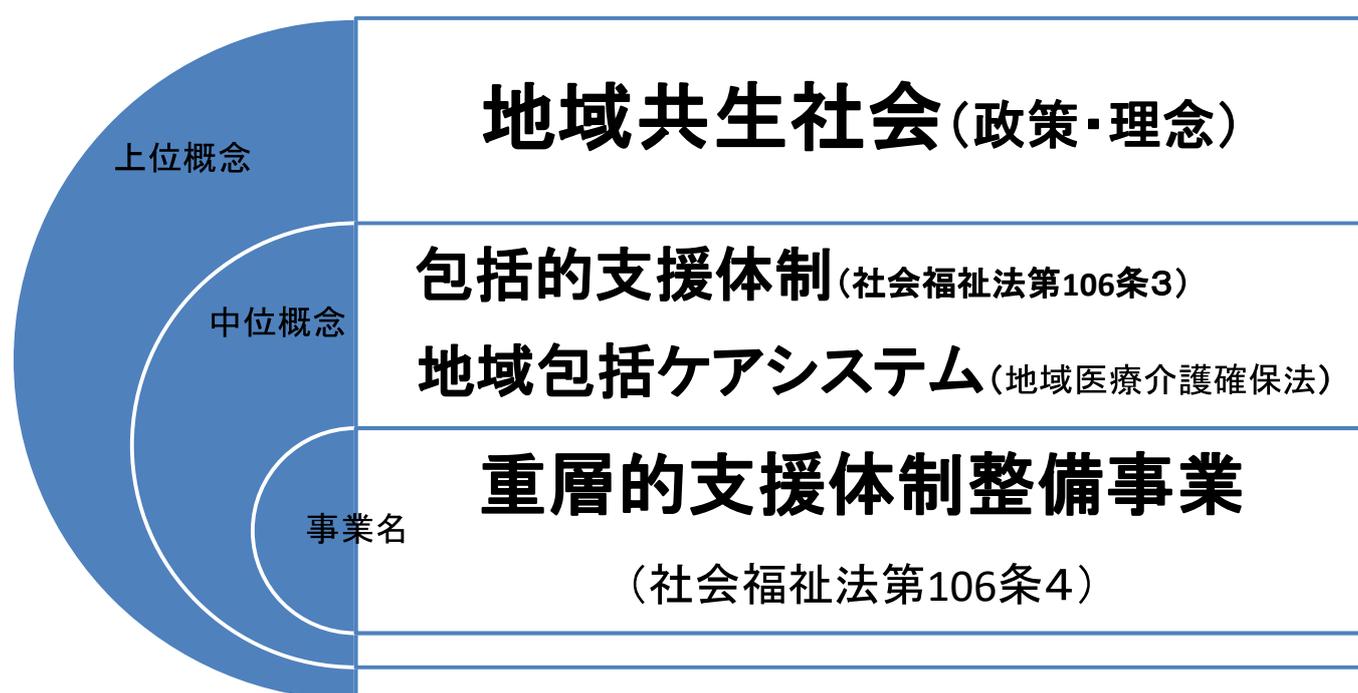
• 世帯の包括（家族支援）

• 制度、サービスの包括（多職種連携）

• 専門職と地域住民の包括（協働）

• 地域課題の包括（減災、居住、産業）

諸概念の整理



【HARADA】

政策としての地域共生社会

① 全世代・全対象型の社会保障改革

無子高齢化・人口減少・単身、多死社会の進展
社会資源の相互活用 規制緩和 ←共生ケアの蓄積
既存の仕組みの見直し(社会福祉法人、福祉行政等)

② 新しいセーフティネット

社会的孤立、複合的問題 →「地域生活課題」
申請主義を越えて 予防的福祉、総合相談支援
アウトリーチ、機能の重層化
地域包括ケア、地域福祉計画、包括的支援体制

③ 持続可能な地域づくり

- ・地域福祉によるガバナンス(多様な参加と協働、自治)
- ・共生文化 差別・排除(主体形成と学び) 他分野連携

社会福祉法 (第4条) 地域福祉の推進

(地域福祉の推進)

第4条2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「**地域住民等**」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が**確保される**ように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「**地域生活課題**」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「**支援関係機関**」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法 第4条(地域福祉の推進)

①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を
経営する者及び ③社会福祉に関する活動を行
う者(以下「**地域住民等**」という。)は、相互
に協力し、福祉サービスを必要とする地域住
民が地域社会を構成する一員として日常生活
を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野
の活動に参加する機会が**確保される**ように、
地域福祉の推進に努めなければならない。

「地域生活課題」の把握と解決

- ① 福祉サービスを必要とする地域住民と世帯
が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、
住まい、就労、教育に関する課題。
- ② 地域社会からの孤立に関する課題。
- ③ あらゆる分野に参加する機会の確保の課題。

以上の「**地域生活課題**」について、
把握して、関係機関と連携して、解決を図る。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

公助・共助・（互助）自助の組合せ



（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

※ 条全体が今回の改正による新設／〔 〕は追記

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、**支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求める**よう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する**地域子育て支援拠点事業**又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する**母子健康包括支援センター**を経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業 **〔地域包括支援センターの総合相談〕**
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業 **〔障害者相談支援〕**
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業 **〔利用者支援事業〕**

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務としている。

21

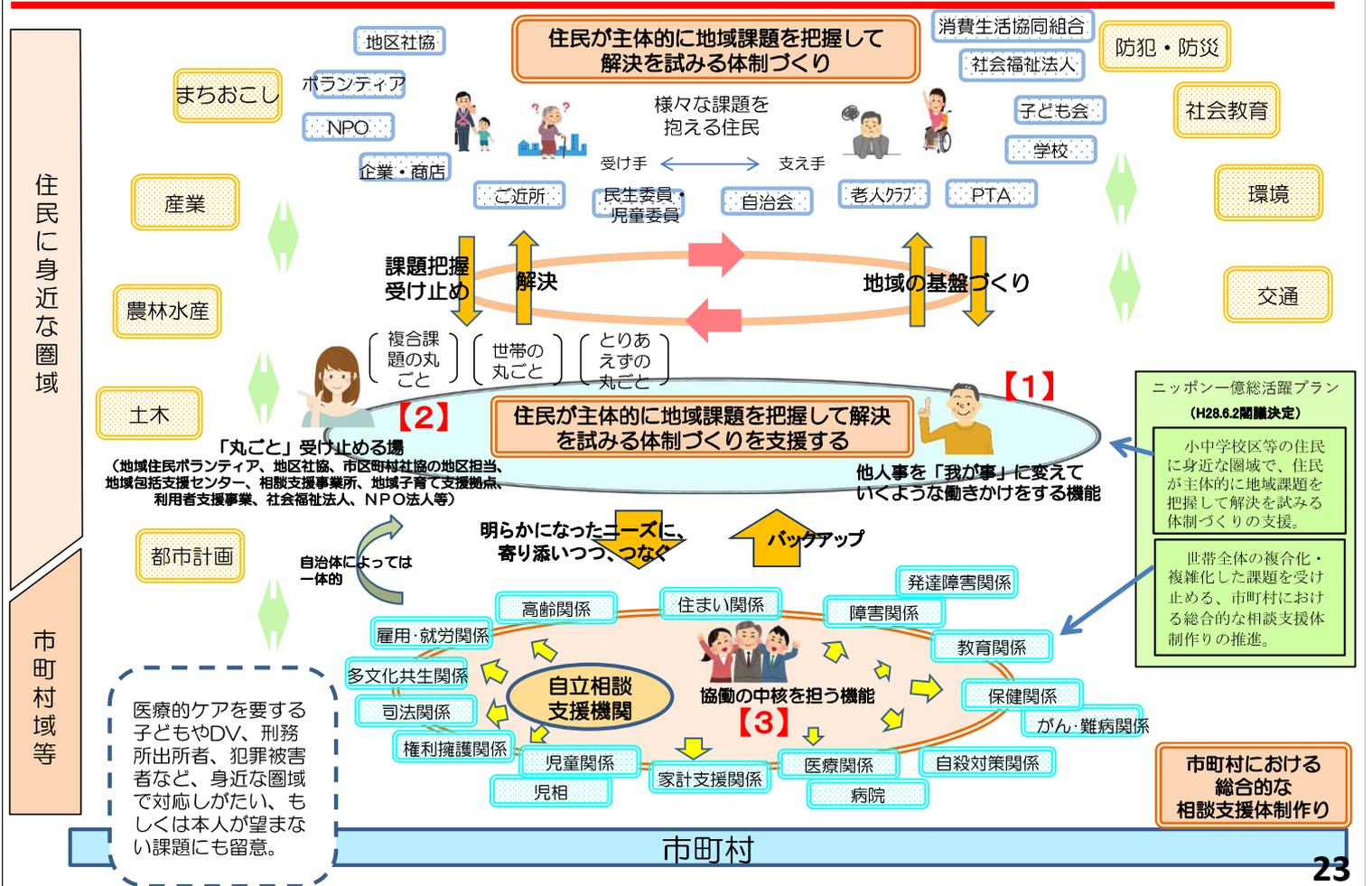
社会福祉法改正（第106条の3）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 **市町村**は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する**よう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



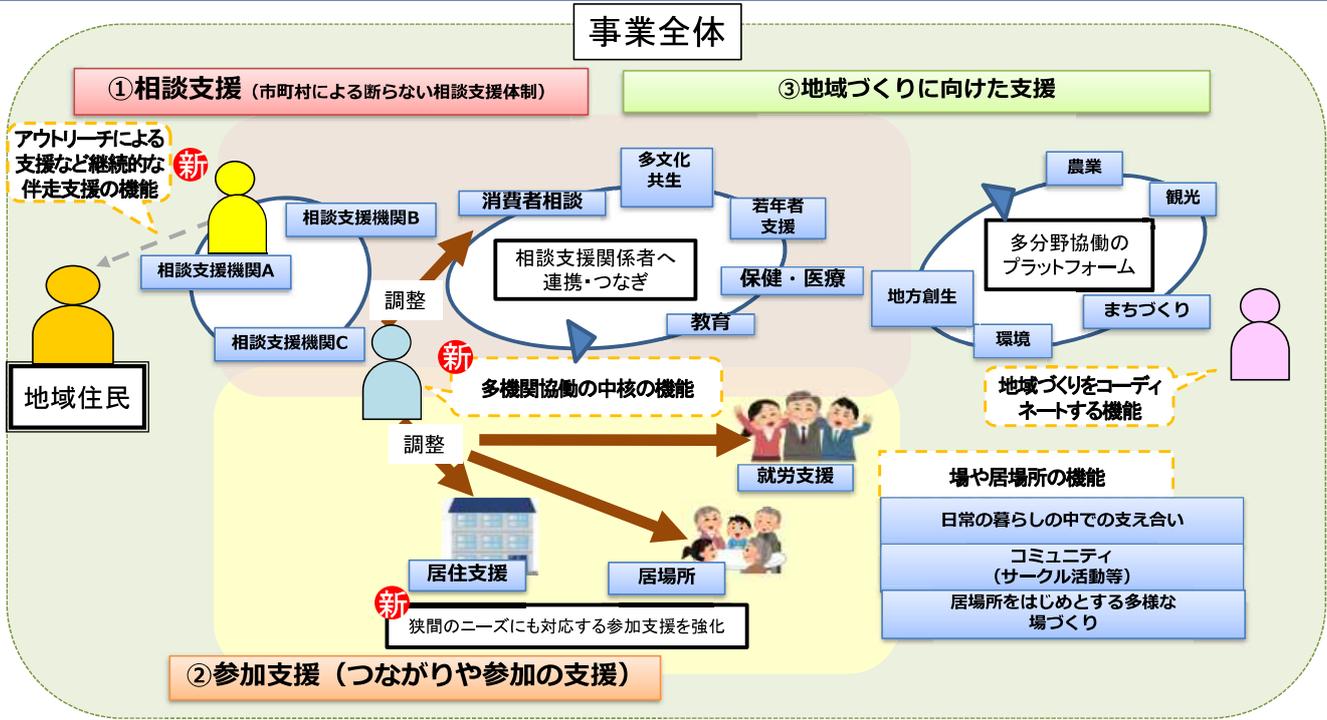
社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平成29年厚生労働省告示第355号) の概要

- 市町村は、社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。
- 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。
- 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。

<p>住民に身近な圏域</p> <p>第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業</p> <p>第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業</p> <p>(※) 地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施(地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化) ● 地域の課題を地域で解決していくための財源(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等) ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じて協議) ※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(名称、所在地、担い手、役割等) ● 地域の関係者(民生委員児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
<p>市町村</p> <p>第三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じて協議) ※生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)
<p>都道府県</p> <p>第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築 ● 都道府県で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 重層的支援体制整備事業を行う市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 市町村による相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつながりを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



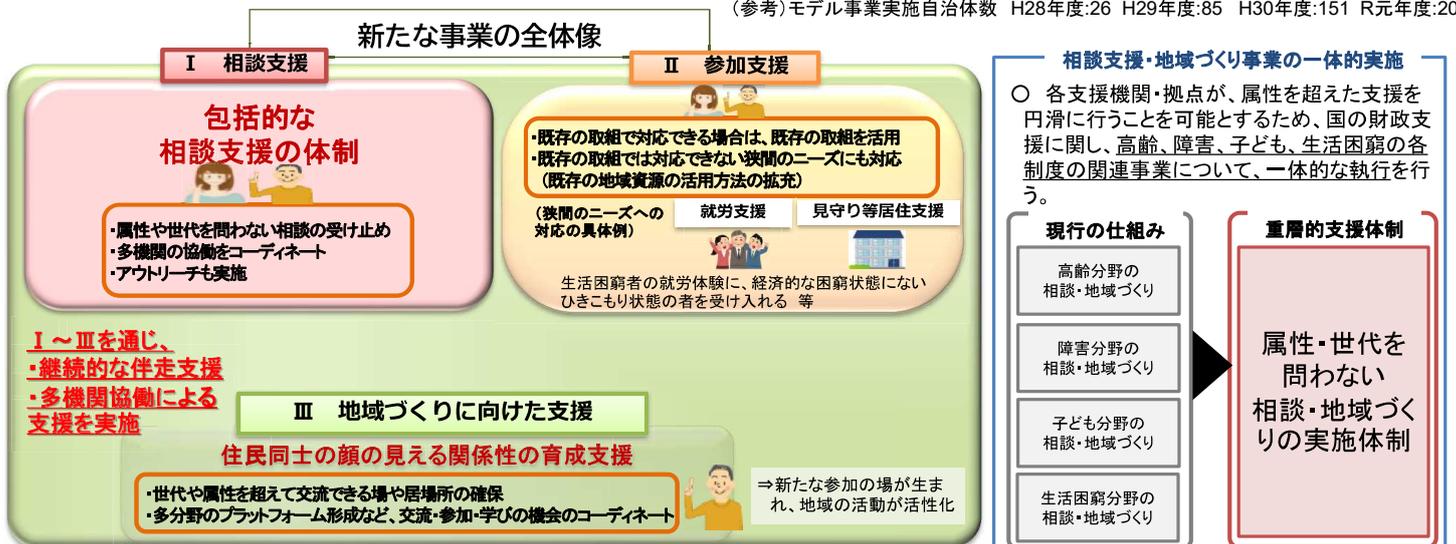
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**【社会福祉法第106条の4(新旧P4~6)関係】
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、**I~IIIの支援は必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**【社会福祉法第106条の7~11(新旧P8~11)関係】

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※I~IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が上がる。
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

相談支援、参加支援、地域づくり

総合相談：丸ごと受け止める。アウトリーチ（脱申請主義）

参加支援：役割や出番、人間関係をつくる支援。

→ 生きる意欲、生きる目的。エンパワメント

地域づくり：存在が承認される地域 持続可能な地域社会
多様性や包摂性／排除や差別 住民自治
交流・参加・学びをコーディネートする。

3つの支援を一体的に取り組む理由

市町村が新たな事業について「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施することで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（期待される効果）

- 1 狭間のニーズに対応した、就労や一時的な住まいの提供など「参加支援」の推進を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進むことで、「相談支援」もより効果的に機能すること
- 2 「地域づくりに向けた支援」を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、個人や世帯が抱える課題に対する地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人に声かけをすることなどを通じ、「相談支援」へ早期に繋がること
- 3 「地域づくりに向けた支援」を通じて、新たな社会資源が開拓・開発されることにより、「参加支援」において、それらの社会資源に働きかけ、相談者のニーズや課題に応じたメニューが整備しやすくなること

→ 3つの支援を一体的に実施し、セーフティネットの強化を図ることは、平時だけでなく、災害発生時の支援体制の充実に繋がる。

○重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業

(重層的支援体制整備事業)

※条全体が今回新設

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

① 相談支援

29

改正社会福祉法（第106条の4）② [令和3年4月施行予定]

新

② 参加支援

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

③ 地域づくりに向けた支援

3つの支援の関係性(①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援)

○①から③の事業については、相互に関連して地域住民を支える重層的なセーフティネットとして効果を有する。例えば、

・①と③については、地域住民同士の交流の促進により、個人・その世帯や地域が抱える課題に対する住民の気づきが生まれ、相談支援へ早期に繋がりがやすくなる

・①と②・③については、相談支援で浮かび上がった個人のニーズに対して、②・③において開拓された地域資源によって多様な支援が可能となる

30

新

新機能

包括的な支援体制を強化するための

- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

106条の3と106条の4の関係性

○106条の3は、全ての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を努力義務として規定するものであり、その具体化は地域共生のモデル事業や各法を根拠とした事業間の連携を通じた市町村の創意工夫により図られている。

○対して新設する106条の4は、106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための新たな一手法として、第1号から第5号までの機能を一体的に備える法定事業を定義するものであり、続く106条の8及び106条の9において、介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定め、当該事業の実施を促進している。

31

※下線部は、今回の改正・新設部分

○ 国、地方自治体の責務

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。（新設）

- 国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域経済など地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定
- 重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

32

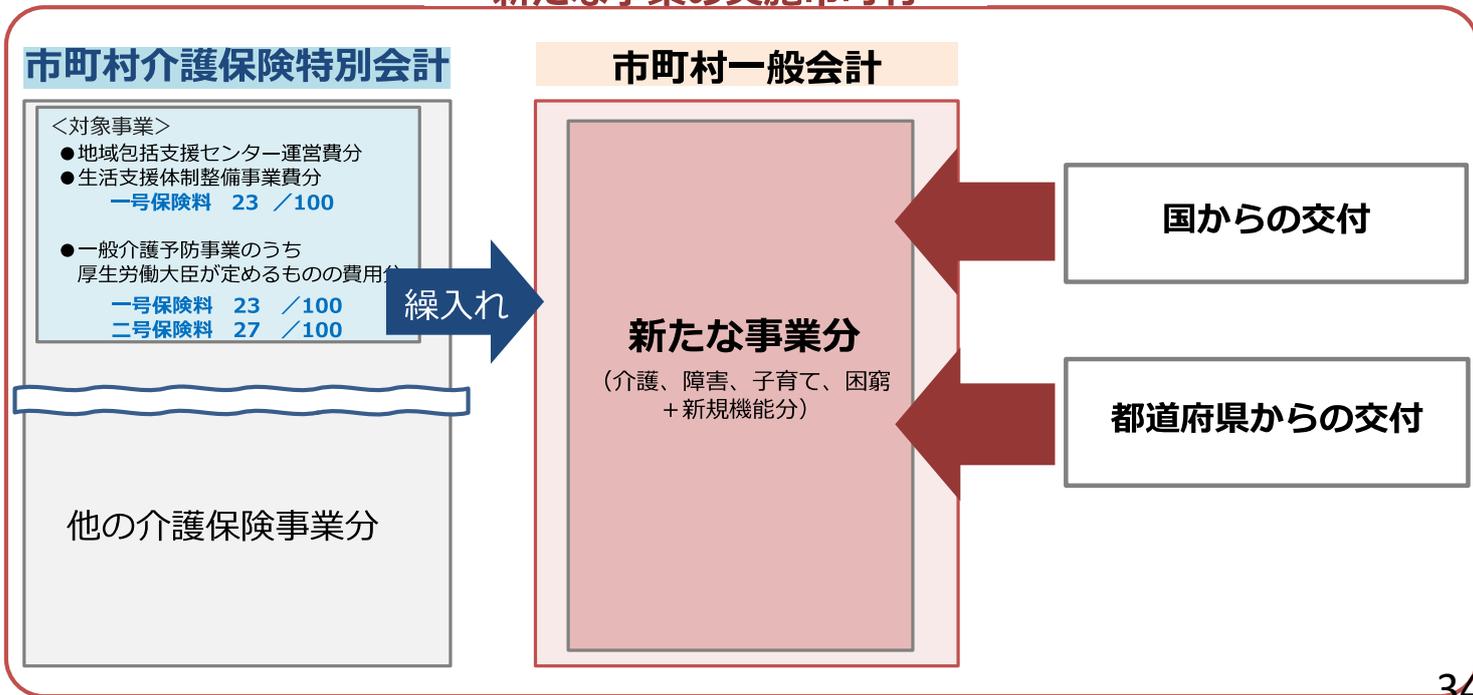
新たな事業の財政支援について②

	事業名	社会福祉法の事業根拠	負担割合	社会福祉法の支出根拠
相談支援	介護 地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	第106条の4第2項第1号イ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※次頁参照）
	障害 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）	第106条の4第2項第1号ロ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	第106条の4第2項第1号ハ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	第106条の4第2項第1号ニ	国 3 / 4	第106条の8第4号
新規参加	参加支援	第106条の4第2項第2号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）	第106条の8第5号 第106条の9第3号（今後調整）
地域ひろ	介護 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち厚生労働大臣が定めるもの ※通いの場を想定	第106条の4第2項第3号イ	国 25 / 100 都道府県 12.5 / 100 市町村 12.5 / 100 一号保険料 23 / 100 二号保険料 27 / 100	第106条の8第1号・第2号 第106条の9第1号 第106条の10（※次頁参照） 第106条の10（※次頁参照）
	介護 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項5号）	第106条の4第2項第3号ロ	国 38.5 / 100 都道府県 19.25 / 100 市町村 19.25 / 100 一号保険料 23 / 100	第106条の8第3号 第106条の9第2号 第106条の10（※次頁参照）
	障害 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項9号）	第106条の4第2項第3号ハ	国 50 / 100 以内 都道府県 25 / 100 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	子ども 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）	第106条の4第2項第3号ニ	国 1 / 3 以内 都道府県 1 / 3 以内	第106条の8第5号 第106条の9第3号
	困窮 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	第106条の4第2項第3号柱書	国 1 / 2 以内	第106条の8第5号
新規	・伴走支援 ・多機関協働 ・支援プランの作成 ※支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施	第106条の4第2項第4号、第5号、第6号	予算の範囲内交付 （R3年度に向けて今後予算要求）	第106条の8第5号 第106条の9第3号（今後調整）

新たな事業の財政支援について①

- 国が定める方法で、新たな事業に要する費用を各制度間で機械的に按分し、各制度のルールを適用し交付。
- 交付されたのちの市町村における分野間の配分は問わない。
- 高齢者と生活困窮者支援の費用相当への財政支援については義務的経費を維持（困窮者支援は負担金）。
- 高齢者支援の費用相当には介護保険料も活用対象。事業の介護保険料部分については、市町村の介護保険特別会計から一般会計に繰り入れる。（社会福祉法第106条の10）
- なお、対象事業の国費分等については、市町村の介護保険特別会計を経ずに直接一般会計に入る。

新たな事業の実施市町村



地域共生社会の理念

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

→ 権利としての地域共生社会へ

相互実現的自立

ケアリングコミュニティ

「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

関係性を大切にした自立観

依存	dependence
自立	independence
相互実現的自立	interdependence
(共依存	codependence)

「相互実現」という着想

木谷宜弘氏（1929－2012）

徳島県出身 大阪社会事業短期大学卒

徳島県社協職員⇒全社協（初代ボラセン所長）

「善意銀行」の設立 1962年

※徳島県社協HP「木谷宜弘資料館」

「相互実現の途」 貢献・参加の二ーズ

ボランティアの世界観

「ボランティアは、する側、される側ではない。

お互いがよりよく生きること。

相互関係を結ぶのが本当のコーディネーター」

37

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

資料作成：厚労省

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活支援体系の基本的視点

「自立と尊厳」

すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重んじたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠すべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。

【社会保障審議会・特別部会報告】

生活困窮者支援の基本的視点

「つながりの再構築」

生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。

【社会保障審議会・特別部会報告】

生活困窮に関する「対社会」

- 生活困窮という課題には、福祉分野のみならず、保健、雇用、文教、金融、住宅、産業、農林漁業など様々な分野が関係するものであり、国においては関係省庁が十分に連携し、自治体においても地域づくり、まちづくりの視点から、関係部局が連携して総合的に取り組むことが期待される。
- 対社会への創造型支援を行っていくための早期発見や見守りなどを可能とする地域社会づくりや社会資源の開発を行うことが必要である。

【社会保障審議会・特別部会報告】

「地域」のとらえ方

「我が事」の意識は、誰かに押し付けられるものではない。「共生」は「強制」されることで画一的になってしまう。地域には二つの顔がある。従来の封建的な側面を残した地域に縛り付けるものでもない。多様性を認め合い、包括的な地域社会をつくり出していくこと。それは住民自治による地域づくりを高めていくことである。社会的孤立をなくし、誰もが役割を持ち、相互に支え合っていくことができる地域共生社会を創出することは、地域に共生の文化を根付かせていく過程である。

【地域力強化検討会 最終とりまとめ】

障害者差別解消法と殺傷事件

障害者権利条約

障害者差別解消法 2016年4月 施行

「合理的配慮」

2016年7月26日

相模原・障害者施設での障害者殺傷事件

「この世の中から障害者がいなくなればいい」

内なる優生思想(彼の主張に賛同する人)

総論反対・各論反対の崩壊

共生の文化をどうつくるか

制度だけでは共生社会は実現しない

福祉教育の本質と推進

私たちの一人ひとりの福祉意識

「住民主体」 主体形成

住民自治の基盤づくり

持続可能な地域社会

社会的排除／社会的包摂

持続可能な開発目標(SDGs) 2015年国連サミット

誰一人として取り残さない (leave no one behind)

17のゴール・169のターゲット

Invisible People

社会から見えない、取り残された人々

Missing Workers

求職活動をあきらめた人々(労働市場から消えた)

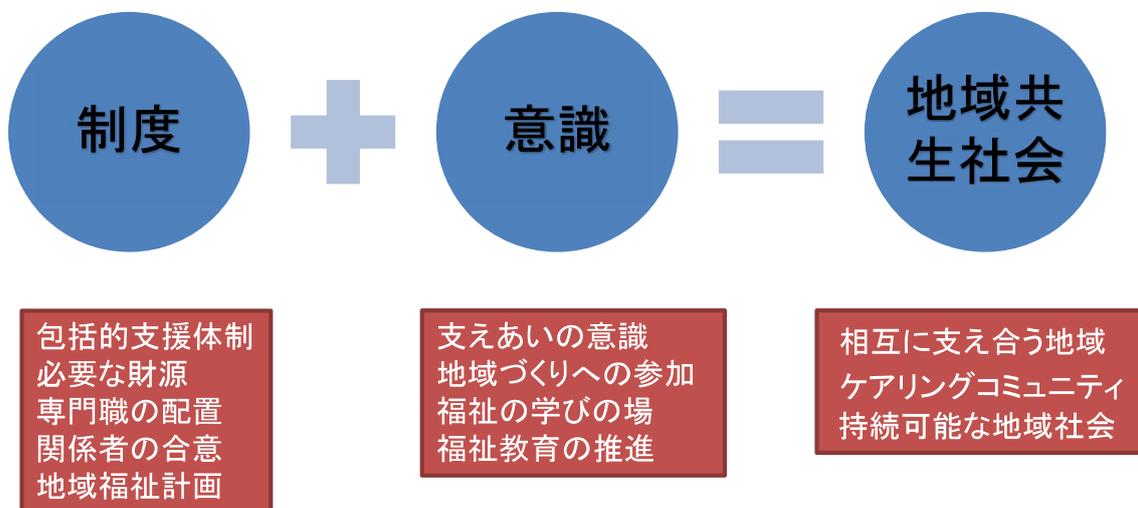
Diversity (多様性)

Empowerment (当事者性と解放)

Social inclusion (社会的包摂)

／Social exclusion (社会的排除)

地域共生社会の実現をめざして



シンポジウム

『包括的支援体制の整備による地域共生社会の実現に向けて』

【シンポジスト】

- 上松町 住民福祉課 福祉係 地域包括支援センター
係長 花川 あづま 氏
- 伊那市社会福祉協議会 地域福祉課
課長 矢澤 秀樹 氏

【コーディネーター】 原田 正樹 氏

【シンポジスト】

上松町 住民福祉課 福祉係 地域包括支援センター 係長 花川 あづま 氏

上松町の取組と課題

上松町住民福祉課
福祉係長 花川 あづま

木曽の特性と資源

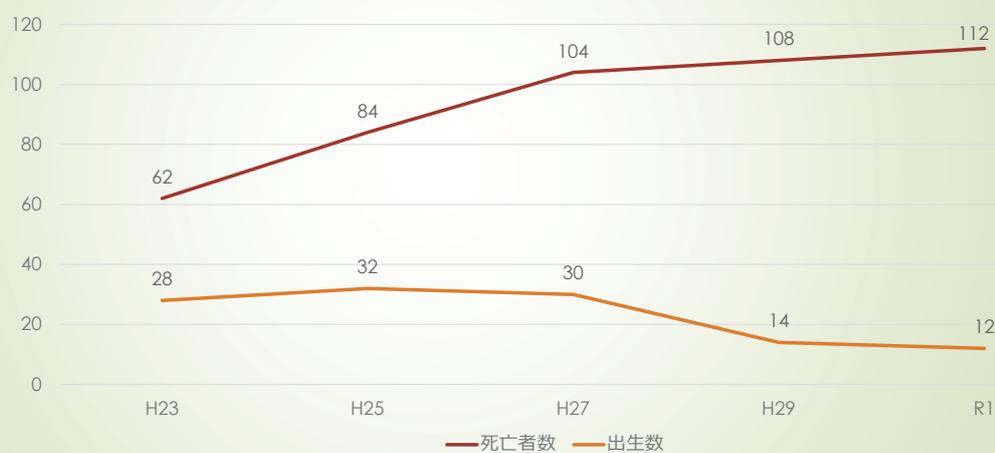
- ▶ 地勢：山間地、せまい空、涼しい夏、寒く長い冬
- ▶ 社会：人口流出・過疎化、少子高齢化、不便な相互アクセス
- ▶ 経済：弱いインフラ、少ない雇用の場、観光への依存
- ▶ 文化（風土）：隣近所のつきあいが近い、世間体、遠慮深い



木曽郡の人口

	15歳未満	15～65歳未満	65～75歳未満	75歳以上	全人口	高齢化率
木曽郡	2,473	12,463	4,663	6,276	25,936	42.18
2045推計	1,301	6,253	2,384	4,793	14,731	48.72
上松町	410	2,041	734	1,016	4,204	41.63
2045推計	215	1,196	501	936	2,848	50.46

上松町の出生、死亡者数の推移



木曾圏域(上松町)としての課題

◎中心となる大きな市がない。

◎サービスの担い手の不足

ケアマネやデイサービス事業所の閉鎖。専門職の不足、
診療所の医師の高齢化…。

◎面積は広く、集落が点々と…。

広さゆえの、サービスの利用のしにくさ。移動と時間に高コストがかかる。移動手段の確保

◎人口は減っても、支援が必要な方は減っていない。

一人暮らし、8050世帯等の増加

◎高齢者では

移動手段の確保、認知症高齢者の増加、緊急対応のしにくさ

◎障害者では

支援が必要な利用者が少ないゆえに、社会資源としてのサービスが整わない。社会的な経験ができる機会が少ない。

◎児童では

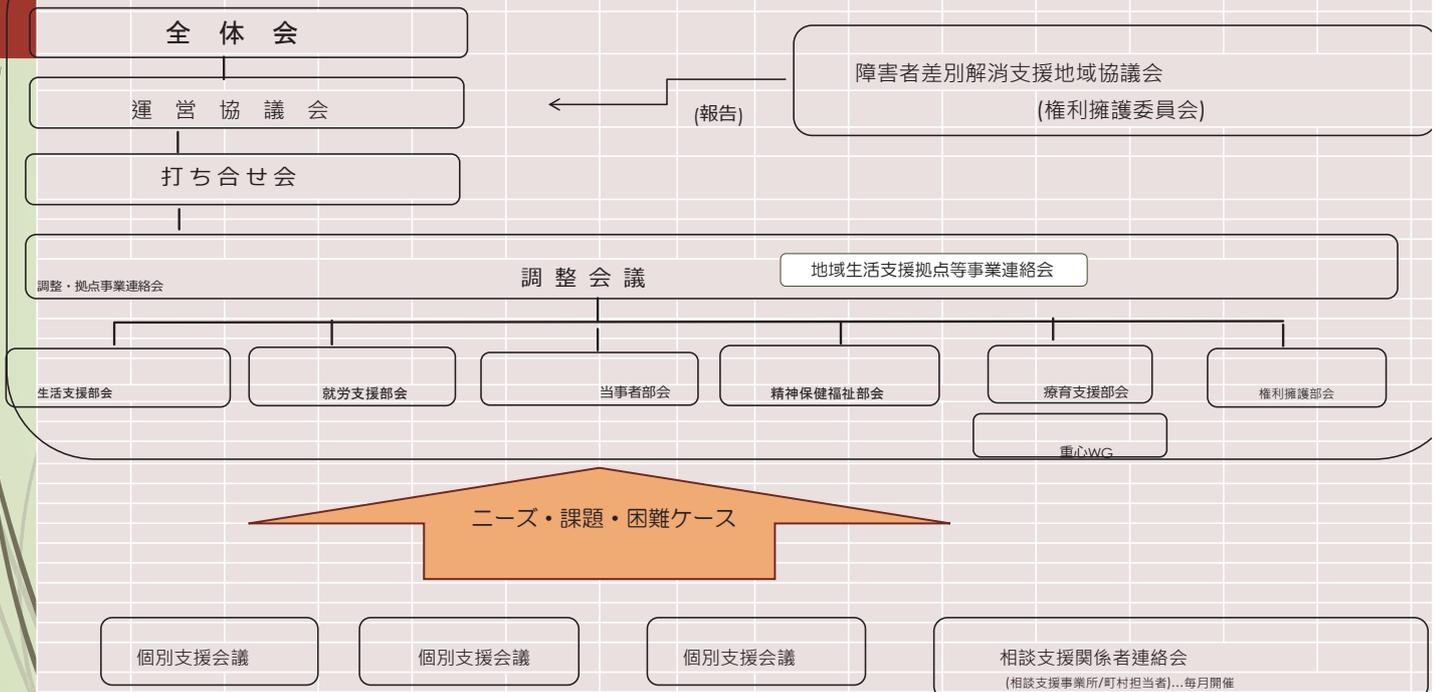
家庭の状況による格差、人数が少ないことで様子が見えてしまう。社会資源が少ない。

◎ 生活課題として

- ・空き家、ペット問題など福祉サービスだけでは解決できない生活課題
- ・住民の方のニーズが、既存のサービスでは対応できなくなっている。(公共のサービスでは対応できないニーズ)
- ・公共交通機関はあっても地形ゆえに、移動手段の確保が難しい

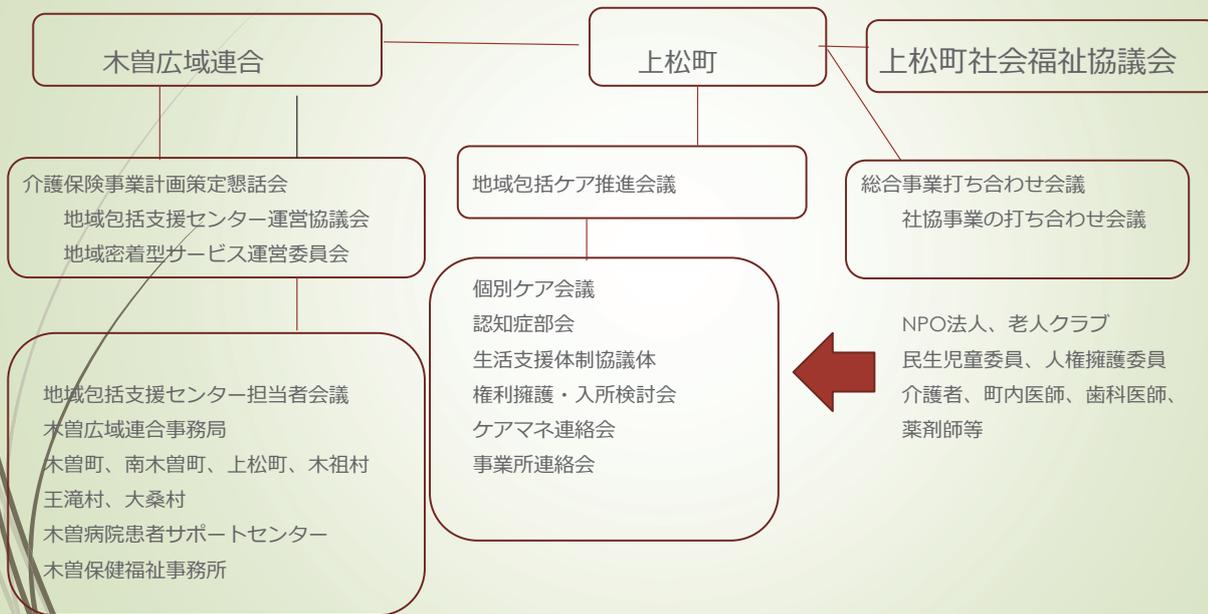
木曾圏域自立支援協議会

組織図



平成30年10月25日 <資料 >

高齢者のネットワーク



子どものネットワーク

要保護児童対策地域協議会代表者会議

保健師、児童相談所、警察、教育委員会、保健福祉事務所、民生委員、人権擁護委員、法務局等による会議

要保護児童対策地域協議会実務者会議

保健師、学校、保育園、保健福祉事務所、教育委員会、警察、児童相談所、福祉係等による情報共有、意見交換

個別ケース会議

個々の事例によるケース会議

地域課題の解決のための上松町の取組

◎移動手段の確保

コミュニティバスの運行、タクシーポイントカードの発行、タクシー券の助成

◎買い物支援

NPO法人やセブンイレブンによる買い物支援（町によるNPOへの補助）

◎見守り支援機器の活用の検討

町で見守り機器を購入し、独居高齢者や認証高齢者世帯に設置。CATVのインターネット回線を活用して遠く離れた家族による見守りの実施。地域の見守り支援による駆けつけ協力などと連携。

◎他機関の協働による支援

- ▶障がい者関係と高齢者関係で合同での会議の開催。
 - ・包括センターで実施するケアマネの会議と障がい者の相談支援事業所との情報交換や課題共有の会議の実施
- ▶個別の事例から
 - ・障がい者のグループホーム利用者についての介護施設利用について検討
⇒安全の確保と本人の思いのずれなどの課題が浮き彫りに・・・
 - ・要介護の家族、障害者、生活困窮の家族への取り組み
⇒包括、ケアマネ、相談支援員、サービス事業所、まいさぼ等で役割分担。
 - ・生活困窮から空き家活用についての庁舎内関係機関との連携
⇒福祉関係者だけでは対応しきれなかった課題について、少しだけ前にすすんでいる。

今後の課題として見えてきたこと

- ◎ 重度化する前の予防と緩やかな見守りの必要性
⇒ 地域で支援が必要な方のピックアップと共有及び定期的に見守りにつなげる必要性
- ◎ 単独町村での事業実施が困難になってくる。
⇒ 町村間におけるサービス・資源の共有と人材の共有及び事業の協同実施の模索
(どこが中心になって行うのか?)
- ◎ 福祉サービスだけでは支えられない生活支援
⇒ 庁舎内の他部署との情報共有や支援の検討の場。(小さな町だからこそできる協働の形もあるのでは …。)
- ◎ 住民のニーズ全てに応えることは困難
⇒ 困っていること、できること、できないこと、優先順位など住民との合意形成
(どのように形作れば良いのか?)

上松町での強み?は…

- ◎ 人口が少ないがゆえに、人と人の顔が見えやすい。
⇒ 早い段階での関わりが持てる。積極的ではないが、住民の中での緩やかな見守りができる。
- ◎ サービス事業者間で、連携がとりやすい。
- ◎ 地域的なつながりの継承。お祭りや消防を通じた強いつながり
- ◎ 思いのある住民の方がいる。(NPOの方たちや商店街等)。
地域おこし協力隊や、町外から来た方の新しい視点の活用。

【シンポジスト】

伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 矢澤 秀樹 氏

伊那市における 地域共生社会の 実現に向けた取り組み

伊那市社会福祉協議会
地域福祉課 矢澤秀樹

地域共生社会 の実現に向けて

- ・地縁と支援組織の融合に向けて
- ・伊那市地域共生プロジェクト
- ・組織内のイメージ共有

プレゼンテーションのタイトル



伊那市 地域共生 (=暮らし) の
すがた
伊那市における地域共生社会の実現に向けた研究チーム

あおぞら商店 iina

今度はじまる。新しい移動販売車のお知らせのチラシです！

フレンチシェフが作るお惣菜や日々の生活に必要な食品や日用品を乗せてやって来ます。

料理人という力を活かして、地位の皆さんに喜ばれるサービスを提供できるよう頑張ります！

ご質問・お問い合わせなどお気軽にお電話ください！

連絡先：吉澤 藤吾
☎080-7474-7013

※コロナ対策(マスクや手袋)を行いながら実施します。

移動販売車に来て欲しいとご要望のある地域で、お買い物体験会を実施したいと考えています。

東春近 まちの縁側



近所支えあいのしくみ「あったか近所ネット」

どんなしくみ？「あったか近所ネット」

日影区の今...
が済み、生活の中で「」が必要なる人が増えている。サービスを利用する人も増えた。スタイルが変わってきて、らの住居どうしのつながりが薄れてきている。

支援スタート！
①地域社協から各世帯に人数分の「あったか近所カード」を配布
②「手助けして」と「自分ができる」を記入し、カードに貼る
③住民さん・職員がカードを確認、互いに助け合いをする

「あったか近所カード」の活用
①地域社協から各世帯に人数分の「あったか近所カード」を配布
②「手助けして」と「自分ができる」を記入し、カードに貼る
③住民さん・職員がカードを確認、互いに助け合いをする

こんな効果がい！
「生活上のちょっとした困りごとを、「お互いさま」の気持ちで近所所で支え合えば、高齢者や障害のある方も、住みながら家が暮らしやすくなることができます。
・日頃から近所所が気にかける「顔の見える地域づくり」が、いざという時の「災害に強い地域づくり」にもつながります。

地縁と支援組織の融合に向けて

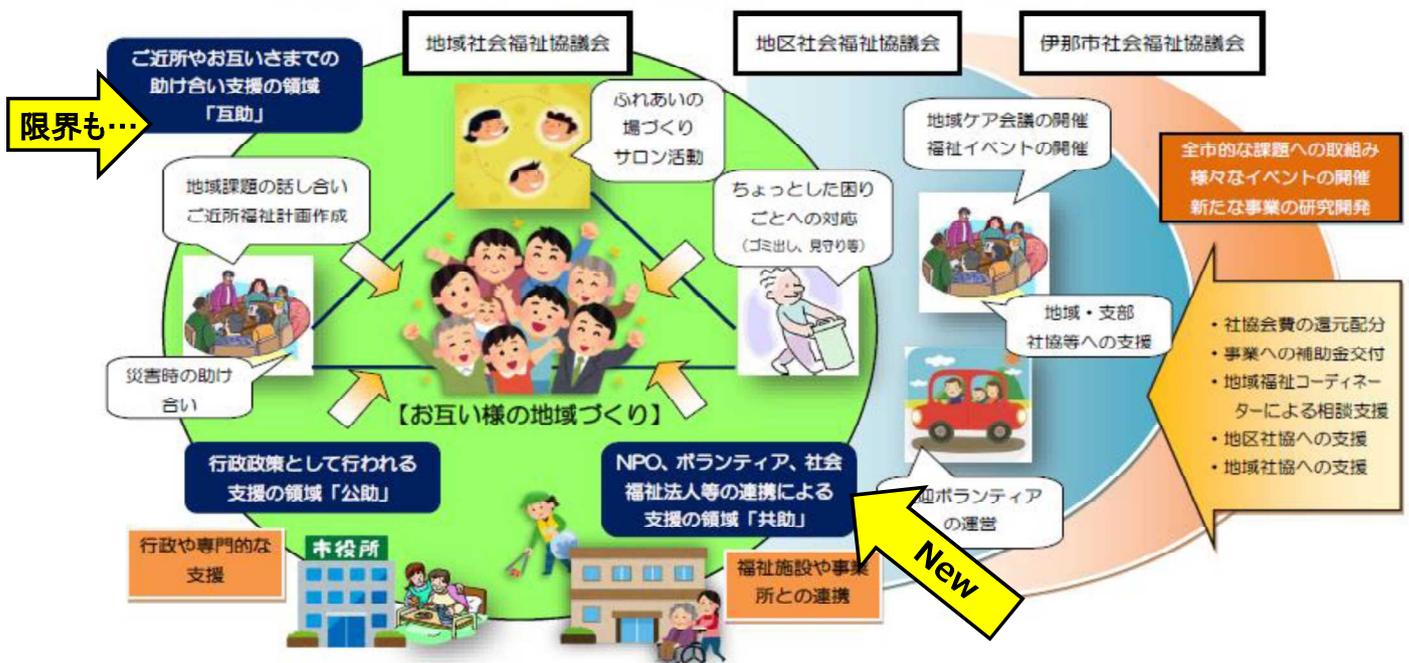
・13の地区社協を基盤として、120の地域社協ごとに「ご近所福祉計画」づくりを推進

・各種サロンやまちの縁側をはじめとした「ふれあいの場づくり」、福祉懇談会や災害時住民支え合いマップ作成などの支え合いの基盤づくり、あったかご近所ネット等身近な助け合いを行う助け合いの体制づくりにより、お互い様の地域づくりを展開

3

社会福祉協議会における小地域福祉活動のイメージ

『ふれあいの場づくり ⇒ 支えあいのシステムづくり ⇒ お互いさまの助け合い活動』



地縁組織づくりを核としつつ、新たに支援組織ともつながる

【子ども家庭応援事業】

目的：地域で子どもの居場所（サードプレイス）づくりを行い、子どもを地域ぐるみで育てる体制づくり

- 地域社協対象事業を見直し、主催を地域社協にとられず、広く様々な団体に呼び掛け
- あそび場+食事提供機能の追加
- 子ども家庭応援ネットワーク会議の組織化
- 1団体（R1年度）→5団体（R2年度）

【市内NPO法人との連携】

目的：市民活動を行う方々との情報交換による活動の活性化及び、地域課題を共有し解決に向けての幅広い取り組みを検討する

- 第3次地域福祉活動計画に位置付けられ「誰もが出番のある生きがいや幸せづくり」のために、市内NPO法人との連携方法を検討
- 市内NPO法人、20分野41団体へアンケート及び聞き取り調査の開始

5

伊那市地域共生プロジェクト

- 地域力強化推進モデル事業を受け、2年間で地域共生社会実現に向けた研究を行う
- 「地域共生社会」を実現するため、制度や分野ごとの垣根を越え、地域にある資源を活かし、地域住民、企業、行政等が連携して地域づくりを進める必要がある
- 官民共同で地域共生社会実現に向けた研究チームを設置し、「伊那市型地域共生社会」、「住民意識の醸成度評価」、「住民の意識醸成プログラム開発」を行う

6

研究チームメンバー

植
ダースク



杉山 祐樹
一般社団法人 環屋
代表理事



澤西 光子
伊那市
ママサポートの会
代表



亮太
後所
留課
主



井崎 由華
伊那市役所
地域創造課
集落支援員



中村 正人
伊那市役所
福祉相談課
技術主査

めぐみ
後所
留課
主



唐澤 愛理
伊那市役所
観光課
主事



アド

伊那市地域共生 社会実現に向けた 研究チーム

- ・伊那市在住の地域住民 3名
- ・社協：公募（概ね40歳以下）2名
- ・行政：公募（主任・主査クラス、概ね40歳以下）5名
- ・アドバイザー：信州大学 経法学部 井上信宏 教授
- ・事務局
社協（地域福祉課長・地域力強化担当者・多機関協働担当者）
伊那市（福祉相談課長・福祉相談課 地域福祉推進係長・相談支援係長 社会福祉課 総務係長）



7

R1年度

「共生社会」という抽象的な言葉やイメージをどのように市民に伝え、取り組んでいくのかを検討していく研究チーム。今年度は今後、「伊那市における地域共生社会の実現に向けて」取り組んでいく中で、**核になっていくであろう研究チームメンバーの意識醸成**を行った。

- ・「共生＝共に生きる」ということの第一歩として、**お互いを知る**
- ・「生きる」、「暮らす」について考える
- ・伊那市を創るのは**他人ではなく、自分という当事者意識**を持つ
- ・**課題についての解決方法を考え、仲間とともに達成する** 等

以上のような、ねらいのワークを行うことで、開始直後はぼんやりしたイメージだった「共生社会」について、それぞれの中で意識の変化や、キーワードが出てきていると考える。それぞれのイメージを2年目の取り組みでは、標語やプログラムといった形にしていきたい。

地域福祉課内での地域課題共有

地域福祉係

地域福祉活動の推進とボランティア等の育成、福祉教育や広報活動等による意識の醸成

- ・地域力強化推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・ボランティアセンター ・共同募金、高齢者クラブ 等

権利擁護係

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護支援の対応と、推進体制づくり

- ・上伊那成年後見センター
- ・日常生活自立支援事業
- ・くらしの安心サービス

生活相談係

生活困窮者や、顕在化しつつある制度のスキマ課題への相談・支援、及び支援体制づくり

- ・ふれあい相談センター
- ・まいさほ伊那市、福祉資金貸付 ・多機関協働包括事業
- ・居場所支援ぶりむら 等

「地域共生社会」実現に向けた地域福祉課 協働イメージ

「共」=ともに・つながり

- ・家族 ・夫婦 ・親子 ・友人
- ・近所づきあい ・仲間

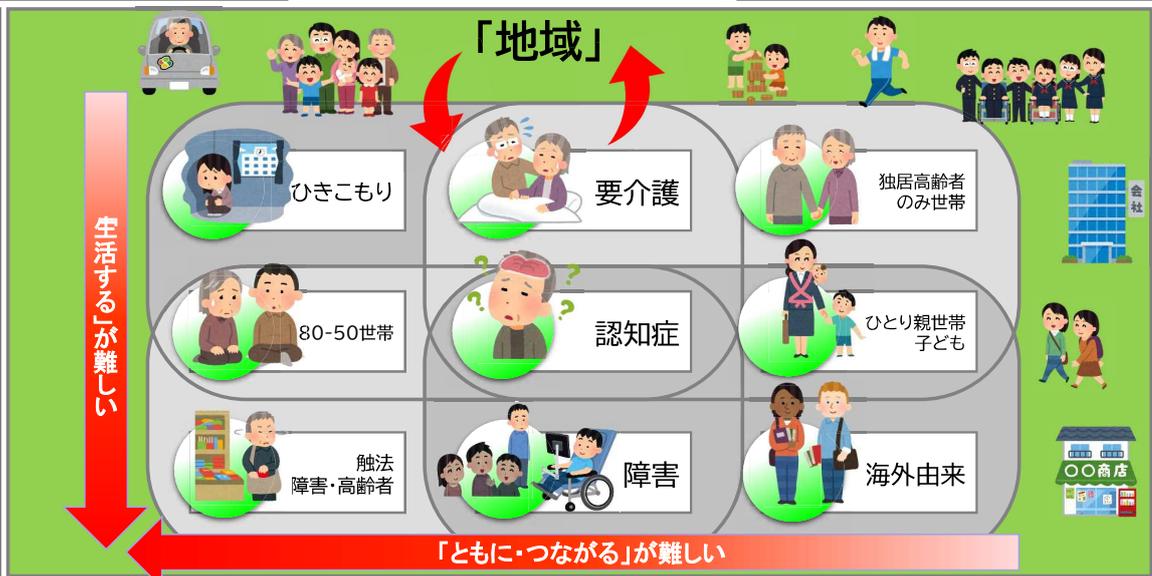
「生」=生活する

- ・育ち ・学び ・仕事 ・楽しみ
- ・生きがい ・居場所 ・住まい
- ・介護 ・介護予防 ・健康

「社会」=みんなで支えあう

- ・地域住民 ・福祉事業所
- ・ボランティア ・企業 ・農業
- ・交通 ・災害 ・環境

地域社会で潜在化している、「ともに・つながる」「生活する」事に課題がある事例にかかわる「権利擁護係と生活相談係が「社会」にかかわる地域福祉係と情報共有し、「共生社会」の姿を具体化する。



「共生」は他人事ではなく 自分事

官民共同して、つながりや体験する機会の提供と、
様々な分野、団体とのネットワーク構築を

第4回地域共生社会推進長野フォーラム 開催要項

■ 開催趣旨

今、「コロナ禍」の中で、社会に誤解や偏見が渦巻き差別意識が顕在化する傾向がみられます。

このフォーラムでは、「ともに生きる ともに創る 地域共生・信州」の実現を目指して、福祉関係者がみんなで取り組みたい「共生の学びのプログラム」を紹介するとともに、地域福祉の推進体制の強化を図る改正社会福祉法について学びます。

令和3年4月に施行される改正法は、高齢者人口がピークを迎えつつも、現役世代が激減する2040年を見据え、市町村が“相談支援”“参加支援”“地域づくり事業”を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設するなど、これからの地域福祉のあり方を大きく指し示す内容となっています。

法改正に込められた福祉改革のメッセージと、包括的支援体制づくりの実践事例に学びます。

■ 日 時 令和2年11月25日（水） 13:00～16:00（受付12:30）

■ 会 場 <メイン> 塩尻市総合文化センター 講堂（塩尻市大門7-4-3）
<オンライン>（※Zoomウェビナー）パブリック会場もしくは各自
【パブリック会場】（北信）長野県社会福祉総合センター（長野市若里7-1-7） 講堂 / 60名
（東信）ハートピアみよた（北佐久郡御代田町御代田1772-1） / 40名
（南信）ゆめあるて（豊丘村神稲369） 大ホール / 60名

■ 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

■ 後 援 長野県、長野県NPOセンター、長野県高齢者福祉事業協会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県社会福祉士会、長野県民生委員児童委員協議会連合会、長野県長寿社会開発センター、長野県共同募金会

■ 対 象 社会福祉協議会職員、行政職員、生活困窮者自立支援事業従事者、社会福祉法人・福祉施設・福祉団体職員、地域包括支援センター職員、民生委員・児童委員、地域づくり・まちづくり関係者、企業CSR担当者等

■ 定 員 100名（メイン会場）

■ 参加費 無 料

■ プログラム	
13:00	開 会 ※受付は12:30～ オンライン含む
13:10	◆オープニング 『みんなで取り組む with コロナ 共生の学びプログラム』 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター
13:30	◆基調講演 『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の改革』 【講 師】 日本福祉大学 副学長 原田 正樹 氏
14:30	
(10分)	休 憩
14:40	◆シンポジウム 『包括的支援体制の整備による地域共生社会の実現に向けて』 【シンポジスト】 ○上松町 住民福祉課 福祉係 地域包括支援センター 係長 花川 あづま 氏 ○伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 矢澤 秀樹 氏 【コーディネーター】原田 正樹 氏（前掲）
16:00	終 了

- **参加申込方法** 下記URLからお申し込みください。（推奨）
<https://forms.gle/aexzs5akZBdoTWKu8>
 別紙参加申込書により、メールもしくはFAXでもお申し込み可能です。
11月16日（月）までにお申し込みください。
 ※オンライン参加の方には、申し込みアドレス宛に当日視聴するZoomウェビナーのURLと資料を11月24日（火）に送ります。
- **お問合せ** 長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ
 TEL：026-228-4244 FAX：026-228-0130 E-mail:kikaku@nsyakyo.or.jp
- **その他** 同日午前（10：00～12：00）に福祉教育推進セミナーが開催されます。このセミナーでは、本フォーラムのオープニングのプログラムをより詳しく取り上げますので、関心のある方はご参加ください。

【福祉教育推進セミナー】

時 間	内 容
10：00	開 会
10：00	■「福祉教育ってなに？」（「【保存版】福祉教育のススメ」より） 福祉教育の概念・理念、これまでの歩みについて、福祉教育の基礎について学びます。
10：30	■全国社会福祉協議会版コロナ禍の教材・プログラムについて コロナ禍の福祉教育実践はどうする？今だからこそできることはなにか学びます。
11：10	■グループワーク 「コロナ禍における福祉教育教材・プログラム」について意見交換
11：45	■まとめ・振り返り
12：00	閉 会

自然災害、感染症等により参加者の安全を確保できないと判断し、本フォーラムを中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.nsyakyo.or.jp>)に掲載して通知しますのでご確認ください。また、本フォーラムに係る個人情報は、本会の「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。

